

西会津町行財政改革大綱

－ 第15次 －

平成22年9月

■ 西 会 津 町 ■

目 次

第1 趣旨

第2 行財政改革の基本姿勢

第3 行財政改革の推進期間

第4 具体的な方針と実施事項

1 行政への町民参加と情報共有、情報公開による行財政の透明化

- (1) 町民参加の推進
- (2) 広報広聴機能の強化
- (3) 開かれた町政の推進

2 不断の事務事業の見直しによる安定・持続可能な行財政運営

- (1) 行政評価に基づく事務事業の見直し
- (2) 定員管理と人員配置の適正化
- (3) 職員給与等の適正化
- (4) 外部委託や指定管理者制度の推進
- (5) 第三セクターの見直し
- (6) 窓口サービスの充実
- (7) 文書事務のシステム化
- (8) 健全な財政運営
- (9) 使用料及び手数料の見直し
- (10) 収納率の向上
- (11) 補助金、他会計繰出金の見直し
- (12) 遊休公共施設の活用
- (13) 行政組織の見直しと強化

3 職員の意識改革による行政サービスの向上

- (1) 人材の育成
- (2) 職員の意識改革
- (3) 職員行動基準の遵守

第5 今後の事業推進

第1 趣 旨

本町では、平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以降、「地方分権改革」や「市町村合併」、「三位一体改革」が本格化するなか、他の市町村とは合併せずに「自らのことは自らが責任をもって判断し実行」していくため、平成16年9月に「西会津町自立宣言」を行いました。

それにより、平成17年4月には、機構改革において大課制を導入し、スケールメリットを活かした行政組織に改編すると同時に、職員の定員適正化計画の推進や、これまでも増して事務事業の不断の見直しを行い、限られた予算のなかで効率的で効果的な行財政運営に努めてきました。

平成20年4月には、町の憲法とも言える「西会津町まちづくり基本条例」が施行され、町民・議会・行政の三者が互いに信頼を深め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に補完・協力していく「協働によるまちづくり」がスタートしました。

一方、地方を取り巻く財政状況は、世界的な金融危機に端を発した経済不況により、今もなお景気は低迷を続け、さらに国の地方関連予算の仕組みが大きく変わることで、地方財政に与える影響が懸念されています。

このような状況下において、町政のさらなる伸展のためには、従来にも増して「安定・持続可能な行財政運営の構築」が急務となっていることから、この要請に応じるため、先に行った大課制の評価・検証を実施し、より機能的な組織への改編や各種審議会等の統合・廃止等による活性化を促進するための見直しを行いました。また、平成22年4月には新しい西会津町総合計画が施行され、「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本構想に位置付け、計画的な行財政運営を行うことといたしました。

今次、刷新された行政組織と新しい西会津町総合計画の中で、時代の変化に即応し、健全で安定した行財政運営を行い、町民が夢と希望をもちながら、安心して暮らせる豊かなまちづくりを実現するため、西会津町行財政改革大綱（第15次）を策定することといたします。

第2 行財政改革の基本姿勢

西会津町まちづくり基本条例に定められているとおり、行政機関は、積極的な情報の公開につとめ行財政の透明化を図り、三者（町民・議会・行政）が情報を共有したなかで、安定・持続可能な行財政運営を行う必要があります。

協働によるまちづくりが既にスタートしている現在、身の丈にあった政策決定や役割分担の再構築などについて共に議論し、また、簡素で効率的な行政組織による、スピーディで質の高い行政サービスの提供のため、次の事項を行財政改革の視点として推進します。

- 1 行政への町民参加と情報共有、情報公開による行財政の透明化
- 2 不断の事務事業の見直しによる安定・持続可能な行財政運営
- 3 職員の意識改革による行政サービスの向上

第3 行財政改革の推進期間

行財政改革の推進期間は、平成22年度から平成24年度までの3年間とし、行財政改革の具体的な取り組み内容については、時勢や行政需要の変化に対し迅速に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第4 具体的な方針と実施事項

行財政改革の基本姿勢の中で掲げた事項を実施に移すため、それぞれの視点について次のとおり具体的な方針や実施事項を定め、推進を図ります。

1 行政への町民参加と情報共有、情報公開による行財政の透明化

(1) 町民参加の推進

西会津町まちづくり基本条例の趣旨に則り、町民が主役の町政を構築するため、町民一人ひとりが町政に積極的に参加・参画できる体制や手段等の整備を行います。

各種審議会・検討組織等における町民参加を拡充するため、公募委員の定数確保を図るとともに、公募委員の制度を導入していないものについては新規導入を推進します。また、機会あるごとに意見公募を実施するとともに、町民懇談会や町民提案制度など、より広く町民の声が町政に届く様々な機会を提供します。このように、直接・間接的な町民の積極的な参加により、町民目線による政策や事務改善・改革等への意見を政策決定等の判断材料に取り入れることで、町民参加をさらに推進します。

- ア. 西会津町審議会等委員の公募に関する指針の遵守
- イ. 意見公募や町民提案制度の普及促進

(2) 広報広聴機能の強化

協働のまちづくりを推進するためには、三者が同じ情報を共有し、互いに議論することが重要です。

町民が求める行政や地域のあらゆる情報を的確に把握し、町内外に向けて広報紙やケーブルテレビ、ホームページ、防災行政無線等といった情報伝達手段を駆使して、迅速な情報提供に努め、的確な世論の喚起を促します。また、互いの優れた伝達能力について尊重・連携しあいながら、得意分野における機能を高めます。

さらに、「町政懇談会」や「町長へのおたより」などの広聴手段をさらに充実・強化させ、双方向での情報や意見の交換により、町民の声がまちづくりに直接届く「みんなの声が響くまち」の推進を図ります。

- ア. 町政広報やケーブルテレビ、ホームページなど既存の情報伝達手段の
拡充
- イ. 「町政懇談会」や「町長へのおたより」による広聴機会の拡充

(3) 開かれた町政の推進

開かれた町政を実現するためにも、情報の公開は常に意識しなければなりません。情報公開条例に基づくものはもちろんのこと、町民が町政に関する情報を迅速に得られるよう、広報活動、行政資料の提供等により行財政情報を積極的に提供し、透明性の高い行政を目指します。

また、個人情報保護条例や行政手続条例等に則した情報の適正な取り扱いを行うとともに、現在の情報公開条例がより町民の利用しやすい制度となるよう、制度の周知や適正な運用を行います。

- ア. 情報公開条例、個人情報保護条例等の法令遵守
- イ. 公開すべき行財政情報を、分かりやすく的確な時期に提供

2 不断の事務事業の見直しによる安定・持続可能な行財政運営

長引く景気の低迷により、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。特に、地方交付税や税財源の将来的な見通しなどについては、常に情報収集に努め、安定した持続可能な行財政運営を行う必要があります。限られた財源の中で、町民満足度の高い行政サービスを提供するためには、これまで行ってきた全ての事務事業について、町民の目線に立ち評価を行い、ゼロベースから必要なものだけで再構築を行う、「スクラップ・アンド・ビルド」を実践します。

また、行政組織や事務の簡素効率化を図り無駄を省くとともに、民間活力や資源の活用、町民と行政の役割分担や負担の見直しを行うなど、不断の事務事業の見直しを推進します。

(1) 行政評価に基づく事務事業の見直し

町民が求める行政へのニーズは、経済情勢の変化や社会構造の複雑化により多種多様化し変化を続けています。その町民ニーズに対応するため、これまでは新たな事務事業を次々と積み上げてきましたが、その一方で既存事業の廃止や縮小、統合等といった大胆な見直しは行ってきませんでした。これからは限られた財源のなかで、行政サービスの満足度を高めるため、町民の目線に立ち、事業の目標設定や達成度、町民の満足度や費用対効果などについて評価・検証を行い、また予算がどこに、どれだけ、どう使われているかなどを明確にしたなかで、必要なものだけをゼロベースから積み上げていく作業が必要となります。

そのため、執行機関が事業の実態を十分に把握して、行政の責任・関与領域や受益と負担の公平性、効率、効果等といった面から細かく点検を実施します。

また、その結果を見直しの判断材料として内・外部による評価・検証を行い、真に行政が実施すべき事務事業として予算編成に反映させます。

この実態把握、点検、評価・検証、予算反映までの一連の作業を「行政評価」と位置づけてシステム化し、不断の事務事業の見直しに活用します。

さらに、町民目線で見れば、行政手続き等はいつでも処理してもらえるものとの認識がありますが、担当者が不在で目的の手続き等ができない場合、それが苦情となることがあります。

このようなことを解決するため、定型的な業務について事務処理のマニュアル化を図り、担当職員だけでなく、課・係内など組織での対応を可能とすることで、利便性の向上を図ります。

ア．事務事業の抜本的な見直し

イ．見直しにおける実態把握、点検、評価・検証、予算反映のシステム化

ウ．事務処理業務のマニュアル化

(2) 定員管理と人員配置の適正化

本町では、地方分権による権限委譲や多種多様化する行政需要への対応など、職員の増加要因が増すなかで、人件費の抑制を基調とした定員適正化計画を基礎として定員管理を行っています。ただし、単に職員数を減ずるのではなく、スリムで機能的な組織運営を目指し、組織機構の改革や事務事業の簡素化・効率化等を図り、減員可能な体制づくりを進めていきます。

今後も行政需要を的確に把握し、弾力的かつ柔軟に対応できる組織の構築と、定期的な人事異動による強弱のある職員の配置に努めるとともに、財政の健全化からも適正な定員管理を推進します。

ア．定員適正化計画に基づく職員数の管理と時勢に応じた計画の見直し

イ．組織機構や業務量に連動した人事異動による適正配置

(3) 職員給与等の適正化

国の人事院勧告を尊重し、県人事委員会や市町村（類似・近隣）の給与水準、さらには、町の財政状況などを踏まえ、均衡を逸しないよう必要に応じて見直しを行い、適正化を推進します。

また、各種職員手当等については、制度改正や社会情勢などの変化を的確に捉え、支給の目的、必要性、支給額について検討を行い、縮減・廃止等を見直しを行います。

ア．職員給与水準の適正化

イ．各種職員手当等の見直し

(4) 外部委託や指定管理者制度の推進

行政サービスのなかでも民間が行うことにより、町民サービスがより向上する事業、効率的に実施できる事業、また事務事業の見直しにより行政の責任・関与領域の範囲を明確化したなかで導入すべき事業について、積極的に活用していきます。

ただし、委託した業務や指定した公の施設は、本来、町が実施及び管理運営すべきものであることから、条例や契約等に基づき良好な業務の遂行、施設の管理運営が行われているか、定期的な報告を求めて点検し、サービスが低下することのないよう監督を強化します。

また、PFIやPPPなど、これまで導入していない官と民の連携手法についても有効性の調査をし、導入の検討を図ります。

ア. 外部委託、指定管理者制度の積極的な活用

イ. 受託者、指定者の業務点検と監督の強化

ウ. 新たな官民連携手法の調査・検討

注) PFI (Private Finance Initiative) とは、民間資金等の活用により公共施設等の整備をし、そこでの公共サービスの提供を民間に委ねる手法をいう。

注) PPP (Public Private Partnership) とは、行政と多様な構成主体（市民団体、自治会、NPO、企業、大学など）との経営資源（資金のみならず人材、情報など）を連携して活用し、公共サービスを提供する。

(5) 第三セクターの見直し

第三セクター方式の(株)西会津町振興公社は、設立の趣旨である地域経済活性化の先導的な担い手として、様々な事業を展開してきました。

近年では、新たな商品開発やイベントによる集客力の向上、組織運営体制の見直しや指定管理者制度を利用した公共施設の管理運営業務等への経営規模の拡大などにより、5年連続して黒字経営となり累積赤字は年々減少しています。

今後は、最適な事業展開の選択や民間的経営の手法を導入するなど、さらに健全な経営を目指して、振興公社と町及び関係団体等が設立趣旨の達成に向けて、連携を強化していきます。

ア. 設立趣旨の達成に向けた事業展開の連携強化

イ. 最適な事業展開の選択、民間的経営手法の導入

(6) 窓口サービスの充実

最も多くの町民のみなさんが利用する窓口サービスは、行政の評価を決定づけます。役場庁舎の利便性の向上を図るため、利用頻度の高い窓口サービスを集中させることでワンストップサービスを実現し、さらに、わかりやすい行政組織に再編しました。また、窓口環境の整備や迅速で適切な窓口処理の徹底、町民ニーズに対応した業務時間などの検討を絶えず実施します。

今後は、さらに町民の目線で「わかりやすく、利用しやすい」組織とするため、さらに類似する業務の統合や関連する申請書様式の統一と簡略化を行い、町民の窓口においての煩わしさの解消を検討します。

- ア. わかりやすい組織編制と利用しやすい窓口環境の整備
- イ. 窓口延長業務の評価検証と改善
- ウ. ワンストップサービスの検証、新業務への導入検討

(7) 文書事務のシステム化

公で取り扱う文書は、町文書取扱規程により行政サービスの向上と業務の平準化のため、適正かつ円滑に取り扱われていますが、通常業務において文書事務に割かれる時間は非常に多く、文書整理や検索に時間を費やすほど、数字では表せない行政損失が発生しているものと考えられます。また、情報公開条例に基づく請求に迅速に対応するためにも、全庁的に統一された文書事務として効率化を図り、職員の異動や不在時におけるトラブルの解消のため、システム化に向けた調査・研究を行います。

- ア. 既存文書事務の効率化
- イ. 文書事務のシステム化に向けた検討

(8) 健全な財政運営

協働のまちづくりを支える財政基盤は、安定して持続可能でなければなりません。今後、歳入規模は、長引く景気の低迷や国の改革により、地方交付税や税財源、補助・交付金などは不透明な部分が多く、増額を見込むことは困難です。限られた財源のなかで健全な財政運営を行うため、近年の各種財政指標の推移分析や、今後の自主財源と依存財源の見込みなどを的確に把握し、中・長期的な視点に立った財政シミュレーションを構築して、プライマリーバランスの取れた計画的な財政運営を推進します。

また、事務事業の積極的な見直しや民間の経営感覚を取り入れ無駄を省くなど支出の抑制をし、硬直化した支出を見直しして弾力性の回復を図ります。

また、税金等の収納率の向上や事業収益の視点に立った適正な受益者の負担などの収入の確保を図ります。

さらに、予算の執行管理や編成の仕組みについても見直しを検討するなど、様々な角度から無駄を省き、効率的で効果的な財政執行を、職員一人ひとりから実行していきます。

- ア. 財政指数の的確な把握と財政健全化計画の推進
- イ. 支出の抑制と収入の確保
- ウ. 予算の執行管理と編成方式の見直し

(9) 使用料及び手数料の見直し

各種使用料・手数料については、事務事業の見直しと連動させて、その時勢にあった適正な負担額へと見直す必要があります。近隣市町村との比較により行政サービスの評価が大きく左右されることから、広く情報を入手し分析したなかで、適正で不公平感のない妥当な額となるよう、総合的に調査・検討し見直しを行います。

また、様々な理由から制度化された各種使用料・手数料の減免事項についても、公平性の観点から著しく均衡を逸するもの、所期の目的に達したもののなど、制度上や近隣市町村の動向を踏まえ、縮減又は廃止について検討します。

- ア. 各種使用料・手数料の額の見直し
- イ. 減免制度の見直し

(10) 収納率の向上

税、使用料・手数料の納付は、納税の義務や利用者負担の公平性から完納されるべきものですが、現状としては、経済情勢の悪化や納税意識の低さなどから未納が絶えません。未納者への説明、督促など納付への働きかけを頻繁に行い、また慢性化している滞納分については、西会津町税等徴収対策本部会議により対策を検討し、滞納者の実態に即した対策をきめ細かく実施します。

また、悪質な滞納者への対処として、請求、督促、差し押さえによる時効の中断などといった手段を厳格に運用します。

また、明らかに徴収不可能な未納分については、適切な時期に不納欠損処分による対処を行います。

さらに、納入者の利便性の向上のため、現在実施している窓口延長による収納業務の評価検証や新たな収納機会の検討などを実施します。

- ア. 徴収のきめ細かな対策と体制の強化
- イ. 滞納処分の厳格な取扱いと新たな対策の検討
- ウ. 利便性の向上のための納入方法の検討

(11) 補助金、他会計繰出金の見直し

補助の目的、内容、経費の使われ方、事業効果などについて精査し、事務事業の見直しによる行政の責任・関与領域の明確化と合わせて、真に行政として負担すべき補助額・率や補助期間等について見直しを行います。

また、他会計への繰出については、制度運営上定められた額として繰り出されるものを除き、繰出の根拠を明確にし、さらには他会計内部でのコスト削減にも積極的に取り組み、必要不可欠な範囲において繰出を実施します。

- ア. 補助額・率や補助期間の見直し
- イ. 他会計におけるコスト管理の徹底
- ウ. 補助団体・繰出対象会計の自立意識の醸成

(12) 遊休公共施設の活用

設置当初の役割を終えた遊休公共施設は、建物としての価値や立地条件などにより、当初の目的とは違った利用価値が見出せる施設については、維持管理コストなどの検討をしたなかで、地域や関係者等と一緒に利用計画を検討し、積極的な利活用を図ります。

また、利用価値のない施設については、財政負担などを考慮しながら計画的に施設の廃止、建物の取り壊しを実施します。

- ア. 遊休公共施設の実態把握
- イ. 施設の他用途利用による地域の活性化の促進
- ウ. 計画的な施設の廃止、取壊しの実施

(13) 行政組織の見直しと強化

行政組織の見直しは、時勢や行政需要に対して迅速な対応を行うため、幾度となく変遷を繰り返してきました。その時々時代の要請による新たな行政課題の解決や政策の形成、不断の事務事業の見直しへの対応、また、組織における更なる事務の生産性の向上を図るため、必要な都度見直しを行い、常に簡素で機能的であり、町民にとって分かりやすく利用しやすい行政組織に見直し、本庁・出先・附属機関等を含めて強化を図っていきます。

- ア. 事務事業量の的確な把握と適正な人員配置
- イ. 時勢に応じた組織体制の見直し
- ウ. 審議会・委員会等の公募委員の積極的な登用と女性委員の推進

3 職員の意識改革による行政サービスの向上

町民が生活の豊かさと幸せが実感できるまちづくりのためには、質の高い行政サービスの提供と利便性の確保を促進する必要があります。そのためには、行政サービスを担う職員の意識改革によるスキルアップが必要不可欠です。

(1) 人材の育成

限られた職員数で、多種多様化する町民ニーズによる行政課題に迅速に対応するため、幅広い視野と創造性に富み課題解決策を自ら考え行動に移すことのできる職員を、組織的に育成していきます。

また、人材育成基本方針の見直しのなかで、職場内研修や各種研修機関における専門研修、他自治体や民間企業との人事交流などといった機会を活用しながら、職員個人や組織の能力向上、志気高揚を図ります。

さらに、専門的知識や経験が必要な業務については、職員の資格取得や専門職の育成・採用について検討を図ります。

- ア. 人材育成基本方針の見直し及び実施計画の策定
- イ. 他自治体や民間企業との人事交流の推進・検討
- ウ. 職員の資格取得、専門職の育成や採用について検討

(2) 職員の意識改革

職員は全体の奉仕者として、また協働のまちづくりの一員として、町や町民のために何をすべきかを常に意識し、自らが地域における活動やまちづくり等に率先して参加することで、地域との繋がりの中から行政ニーズ等を捉え、政策立案や事務改善に繋げていくことが重要です。

そのためにも、職員研修や職員提案制度などにより意識改革の機会を整備し、職員のまちづくりへの積極的な参画や業務改善への高い意識を醸成します。

- ア. 職員提案制度の拡充と活性化
- イ. 職員研修における自己啓発
- ウ. 職場目標や個人目標の設定

(3) 職員行動基準の遵守

職員一人ひとりがその意欲・能力を最大限に発揮して、町民から信頼される行政サービスを提供するため、自らが策定の段階から議論し決定した、法令や社会規範を遵守するための行動基準について、日頃から自分のものとして意識し行動することで、全体の奉仕者としての意識を醸成します。

- ア. 職員行動基準の周知徹底と遵守
- イ. 職員行動基準の評価・検証及び改善
- ウ. 研修会の開催

第5 今後の事業推進

行財政改革大綱（第15次）に掲げる行財政運営を実現するためには、全職員が本大綱の内容を理解し、遵守することが大切です。職員に周知徹底を図り、政策調整会議を運営母体として行財政改革を推進していきます。

行財政改革の進捗状況については、常に評価・検証を行うこととし、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画内容の見直し作業を行うこととします。